第十二条第九項中「内閣府」を「防災庁」に改める。
第十三条第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。
第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。
第四十四条第一項、第三項、第五項及び第八項、第四十六条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第四十七条第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。
第四十八条第二項ただし書中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。
第四十九条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。
第五十三条第五項並びに第五十四条第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。
第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改める。
第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。
第六十四条第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。
第八十七条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律の一部改正）

第三十条　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号、第五十八条、第六十二条第二項第二号、第六十三条第一項及び第六十五条中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第三十一条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条中「復興庁又は」を「防災庁、復興庁又は」に、「復興庁令」を「防災庁令（告示を含む。）、復興庁令」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第三十二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第三十三条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第五条第六項第二号中「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改める。

第六条第一項第二号中「長並びに」を「長」に改め、「執行機関」の下に「並びに指定公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。次条において同じ。）及び指定地方公共機関（同法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。次条において同じ。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　次条の規定により本部長の権限に属する事務

第六条第二項中「次条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（本部長の権限）

第六条の二　本部長は、当該本部の所管区域における特定大規模災害からの復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

3　本部長は、復興現地対策本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を復興現地対策本部長に委任することができる。

4　本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第十条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第十二条第二項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。

第十三条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「防災庁令・農林水産省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。

第十七条第四項並びに第十八条第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

第十九条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「防災庁令・農林水産省令」に改める。

第二十条第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

第二十八条第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第五十七条の二　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正）

第三十四条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同号ロ中「ニ」を「ホ」に改め、同号中ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第四号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　防災庁（への政令で定める施設等機関を除く。）

（首都直下地震対策特別措置法の一部改正）

第三十五条　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項、第二十一条第三項第八号及び第八項、第二十四条第一項、第二十六条第一項並びに第三十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第四十条中「政令」を「国土交通省令」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。